

花巻市国民健康保険運営協議会委員辞令交付式
及び花巻市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和3年5月21日(金) 午後1時
- 2 会議場所 花巻市役所本庁本館3階 302、303会議室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり

4 協議事項

- (1) 花巻市国民健康保険運営協議会会長の選出について
(2) 花巻市国民健康保険運営協議会会長代理の選出について

5 会議に出席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員	委員	神山	まさ子
〃	委員	瀬川	行夫
〃	委員	高橋	好子
保険医又は保険薬剤師代表委員	委員	三浦	良雄
〃	委員	中舘	一郎
〃	委員	多田	建造
〃	委員	坂本	秀樹
公益代表委員	委員	藤本	莞爾
〃	委員	新淵	信郎
〃	委員	高橋	由紀子
被用者保険等保険者代表委員	委員	遠藤	栄

6 会議を欠席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員	委員	金澤	千加子
公益代表委員	委員	中村	良則
被用者保険等保険者代表委員	委員	福士	尚仁

7 会議に出席した職員は次のとおりである。

市長	上田	東一
健康福祉部長	高橋	靖
財務部市民税課長	佐藤	多恵子
財務部収納課長	阿部	善典
健康福祉部健康づくり課長	長山	義博
健康福祉部国保医療課長	俵	恵
健康福祉部国保医療課課長補佐	藤原	康之

8 辞令交付式

(開会 午後1時00分)

国保医療課長

ご案内の時刻となりました。皆様におかれましては、お忙しいところお集りをいただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めます国保医療課の俵と申します。次第に沿いまして、進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それではただ今から、花巻市国民健康保険運営協議会委員の辞令交付式を行います。

この度の国民健康保険運営協議会委員の委嘱につきましては、前任委員の任期が満了したことから、新たに14名の方々に、市長からご委嘱を申し上げるものであります。

お名前を読み上げますので、そのまま自席にて、ご起立の上、お受け取り願います。

それでは、上田市長、よろしくお願いいたします。

(市長から各委員へ辞令交付)

国保医療課長

なお、本日、ご都合により欠席をされております、被保険者代表の金澤千加子委員、公益代表の中村良則委員、被用者保険等保険者代表の福士尚仁委員につきましては、後日、事務局にて辞令書をお渡しすることとさせていただきます。

それでは、ここで上田市長よりご挨拶を申し上げます。

市長(上田東一君)

何か今年もう梅雨が始まったような雰囲気でございますけれども、このような足元が悪い中、今日はお集まりいただきまして大変ありがとうございます。今日から3年間の辞令書を交付させていただきました。大変重要な委員をお願いするわけございまして、感謝申し上げたいと思いますとともによろしくお願い申し上げます。

国民健康保険は大変重要な保険であります。ただ、加入者の方につきましては違う保険に入るか、特に高齢者の方々、75歳以上の方が入っている保険である後期高齢者医療制度に移る方が多いということで加入者の方は減っております。

しかし、大変重要な保険であることはそのとおりでございます、特に収入が比較的多くない方々もいらっしゃるわけございまして、その方々の医療を守っていく意味で大変重要な保険であります。その中で、この国民健康保険につきましては、平成30年、県の運営に移行しました。ただ、県の運営に移行

しても花巻市自体が保険料を決められるという体制が残っております。最近では毎年赤字になっておりますけれども、財政調整基金を取り崩しながら、花巻市においては、健康保険料は他市に比べて低い水準を保ってきたわけでありませぬ。

その中で、今年度から、県そして市町村を中心にして保険料を統一するということについての協議が始まるという予定があると伺っております。結果的に花巻市の保険料が上がって、それがその大変厳しい市町村の保険負担に回るわけでありまして、そういう意味では我々としてはあまり望ましくない。そのような移行は、なるべく遅くなったほうがいいなというふうに思っているところでありますけれども、国の方針あるいは県の方針がありますと、そういう状況にこれから我々としても入っていかざるをえない、そういう事態になることも予想されるわけでありませぬ。

現時点においては、財政調整基金がございまして、それを取り崩しながら保険料を下げている。先ほど申し上げましたけれども、ある程度そういう財政調整基金を残しながら、新しい保険料が上がるときに、花巻市においては、財政調整基金を取り崩しながら、急激な保険料の上昇を防いでいくということも念頭に置きながら運営していく必要がでてくるとそのように考えとしてあります。そのような大変重要な時期に委員になっていただく、ご審議いただくということになりますので改めてお願い申し上げたいと思ひます。

それとはまた別の話でございませぬけれども、花巻市において新型コロナウイルス感染症の感染者がやっぱり出てきている状況であります。そして、今日の県知事の記者会見でも話してましたけれども、変異型のウイルスが出てきているのではないかと。今のところ、花巻市で感染した方が変異型であるという公表は県からはされておひませぬ。ただし、その可能性もあるかもしれないなということでありませぬ。そういたしますと、今まで以上にこの感染を防ぐ手段をしっかりとしていく必要があるという状況になってきているということも改めて皆さんにもお知らせ申し上げますとともに、今後その感染の拡大を防ぐための手段、生活にいろいろな部分で支障をきたすわけですけれども、ぜひご協力をお願い申し上げますと思ひ次第であります。

やはりこれを防ぐにはウイルスを抑えるワクチンの接種を進めるということが大変必要になります。特にファイザー製のワクチンについては、非常に効能が高いと言われておひます。

その中で、花巻市においては、花巻市医師会、そして花巻市薬剤師会の全面的なご協力をいただきまして、大変お忙しい先生方が集団接種会場に交代で来ていただいてご協力をいただいております。ワクチンの供給が前倒しになる7月、6月中には、高齢者3万2700人ほどのワクチンが花巻市に供給されるという計画、そういう通知が国からあったわけでありまして、今現在としましては、8月中に高齢者のワクチン接種が終わるといふ予定を前倒しにしないでいけないうことと、花巻市医師会、あるいは花巻病院の皆さん、そして今回は三浦医師会長さんの大変なご尽力によりまして中部病院の先生も参加い

ただきますけれども、そういう話し合いをやっているわけでありまして。やるといいにしても、場所は何とか確保できますけれども、やはり医師の先生方のご負担が大変重い状況でありまして、その中で花巻市医師会は大変協力的にお話に応じていただいている。我々としては本当に心から感謝している次第でありますけれども、先生方に無理のない計画を作っていく必要があるということで、その点について今協議をさせていただいているということでもあります。ワクチン接種について我々としても全力を尽くしているわけですが、先ほど申し上げましたように、医療関係者の皆様の御協力をいただいてこれをしっかりやっていきたいと思う次第でありまして、そのことについてご理解とご支援を賜りたいと思います。

結びになりますけれども、委員の皆様のご健勝、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。本日のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

国保医療課長

以上をもちまして、花巻市国民健康保険運営協議会委員の辞令交付式を終了いたします。

なお、市長は別用務のためここで退席をさせていただきますので、皆様にはご了承賜りますようお願いいたします。

市長

よろしく申し上げます。

(市長退席)

9 協 議

(開会 午後 1 時 1 5 分)

国保医療課長

それでは、協議会の開会の前に、本日出席しております関係課職員を紹介させていただきます。

お手元にお配りしております資料 1 の裏面に名簿を掲載しておりますので、あわせてご覧願います。

(職員紹介)

国保医療課長

本日の協議会は、委員 1 4 名中 1 1 名の出席となっており、花巻市国民健康保険運営協議会規則第 4 条に定める会議成立の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、先ほども申し上げましたが、本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用をお願いしております。恐れ入りますが、引き続きマスクを着用いただきますとともに、御発言する際におかれましてもマスク

を着用したままでお願いしたいと存じます。

なお、本日は、会議録自動作成システムを利用しておりますので、御発言の際には、マイクをお使いくださいますようお願いいたします。

それでは、ただ今から花巻市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず初めに、本協議会を進めるにあたり、議長となるべき会長の選出が必要となっております。

会長が選出されるまでの間、臨時議長をいずれかの委員にお願いいたしたところでございますが、これまでの慣例では出席委員のうち、最年の方としておりまして、前会長でもいらっしゃいました藤本莞爾委員に臨時議長をお願いしたいと存じます。

藤本委員、よろしく申し上げます。

(藤本委員、議長席に着席)

臨時議長（藤本莞爾委員）

ただ今ご紹介をいただきました藤本莞爾でございます。

会長が決まるまでの間、臨時議長を務めますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは協議に入ります。

3の「花巻市国民健康保険運営協議会会長の選出について」を、事務局より説明願います。

(国保医療課長、挙手)

臨時議長（藤本莞爾委員）

はい、事務局申し上げます。

国保医療課長

それでは、協議事項の説明を申し上げる前に、今回、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、本協議会の設置に関する事項について若干の説明をさせていただきます。

お手元に配布しております資料2をご覧ください。

こちらには、国民健康保険運営協議会の設置根拠を抜粋して掲載いたしております。

1 ページ目の1つ目の○(まる)、国民健康保険法第11条第2項に「国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く」とございまして、これが本協議会の設置根拠となるものでございます。

第3項では、「国民健康保険事業の運営に関する事項を審議することができる」とございます。

次に、委員構成についてですが、2つ目の○(まる)、国民健康保険法施行令第3条第3項に、市町村協議会は、「被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織

する」とあり、さらに第4項には「市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる」とございます。第5項では、「市町村協議会の委員の定数は、条例で定める」ということになってございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目の一番上の○（まる）、花巻市国民健康保険条例第3条各号に「被保険者を代表する委員4人」、「保険医又は保険薬剤師を代表する委員4人」、「公益を代表する委員4人」、「被用者保険等保険者を代表する委員2人」と定めております。

それ以降、2つ目の○（まる）の花巻市国民健康保険運営協議会規則、本協議会の規則を2ページにわたり掲載してございます。第5条では協議会で審議する事項が定められているところでございます。

以上、協議会の設置に関する事項を申し上げました。

引き続き、「花巻市国民健康保険運営協議会会長の選出について」ご説明申し上げます。

資料2の1ページ2つ目の○（まる）の国民健康保険法施行令第5条第1項に、「協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」と規定されております。本日から全委員が新たな3年任期の委員となりましたことから、会長1名について「公益を代表する委員」4名のうちから、全委員の選挙により選出をお願いするものです。以上でございます。

臨時議長（藤本莞爾委員）

ただ今、事務局から説明があったとおり、「公益を代表する委員」のうちから会長を選挙で選出することになっております。

当協議会の先例によりますと、選挙につきましては指名推薦の方法をとっているようでございますので、指名推薦にて選出したいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。それでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（藤本莞爾委員）

異議なしの声がありますので、ご異議なしと認め、会長の選挙は指名推薦で行うことといたします。

それでは、自薦他薦を問わず、委員の皆様よりご発言をお願いいたします。

瀬川行夫委員

はい。（挙手）

臨時議長（藤本莞爾委員）

はい、瀬川委員。

瀬川行夫委員

瀬川といいます。会長を藤本前会長にはたくさんのお仕事を受けられておりまして大変心苦しいのですが、引き続き会長をお願いしたいというふうに思いまして、藤本莞爾委員を推薦したいと思っております。

臨時議長（藤本莞爾委員）

ただ今、瀬川委員より私を推薦するとの発言がございましたが、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（藤本莞爾委員）

なしということですので、私を会長の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（藤本莞爾委員）

異議なしと認め、よって、ただ今指名推薦されました私、藤本が会長に当選いたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

これにより、会長として引き続き会議の議長を務めさせていただきますが、ここで一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいま花巻市国民健康保険運営協議会の会長として引き続き重責を担うこととなりました藤本莞爾でございます。皆様方のご指導ご鞭撻をいただき、会長としての責任を果たしてまいりたいと存じますのでよろしく願いいたします。

それでは、会議を続行いたします。

4の会議録署名委員の指名を行います。

指名は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第12条に基づき、議長が行うことになっておりますので、私から指名させていただきます。

それでは、多田建造委員と遠藤栄委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、協議に入らせていただきます。

5の「花巻市国民健康保険運営協議会会長代理の選出について」を事務局より説明を求めます。

国保医療課長

はい。（挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

それでは、ご説明申し上げます。

資料2の1ページ、一番下の行になりますが、国民健康保険法施行令第5条第2項に「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。」と規定されておりますことから、会長と同様に会長代理1名について「公益を代表する委員」4名のうち、藤本会長を除く3名のうちから、全委員の選挙により選出をお願いするものです。以上でご

ざいます。

会長（藤本莞爾委員）

ただ今事務局から説明があったとおり、「公益を代表する委員」のうちから会長代理を選挙で選出することになります。

会長の選出と同様に、選挙の方法を指名推薦で行うこととしたいと思いますのでよろしく願いいたします。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、会長代理の選挙は指名推薦で行います。

それでは、推薦をお願いします。

瀬川行夫委員

はい。（挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、瀬川委員。

瀬川行夫委員

公益代表からということで従前より区長の代表さんをお願いしていたように思いますので、新淵信郎委員をお願いしたいと思います。

会長（藤本莞爾委員）

ただ今、瀬川委員から新淵委員を推薦いたしますという発言がございました。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

なしということでございますので、新淵委員を会長代理の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

よって、ただ今指名推薦されました新淵委員が会長代理に当選されました。協議につきましては、以上で終了いたします。

続いて、その他に入ります。事務局からお願いいたします。

国保医療課長

はい。（挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

3点につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、当協議会の開催状況等についてご説明させていただきますので、配布資料3をご覧くださいと存じます。

資料には前任委員の任期中、平成30年5月21日から令和3年5月20日までの開催経過を記載しております。

当協議会は、基本的には市長から諮問があった事項につきましてご審議いただくもので、その内容は、先ほどご説明申し上げました協議会規則第5条各号に記載されているものでございます。

主な事項として、国保特別会計予算や国民健康保険条例、国民健康保険税条例といった条例改正がございますが、これらは市議会における議決案件でありますことから、その上程前に本協議会にお諮りする必要があるものとなっております。

なお、国の法改正などに伴う予算措置や条例改正の場合におきましては、市の政策判断を伴わないものでございますことから、審議事項ではなく報告事項とすることで、前任委員の皆さまと整理させていただいております。今後におきましても、同じ取り扱いとさせていただきたいと存じますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。

また、協議会は、諮問がある都度開催させていただきますが、協議会を開催する暇が無い場合、また現在新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されておりますが、参集いただくことが感染リスクを招くと判断されるような状況の場合には、書面評決に代えさせていただくこともあろうかと存じます。開催方法につきましては、随時、会長と相談のうえ決定させていただきたいと存じますので、あらかじめご了承のほどよろしく申し上げます。

なお、協議会に出席された場合、1回当たり4千円の報酬と片道4km以上の場合に費用弁償をご指定の口座にお振込みさせていただきます。

ほかに、下に記載しておりますが、その他のご案内として、例年8月に盛岡市で開催される「岩手県国民健康保険フォーラム」や11月頃に東京で開催される「国保制度改善強化全国大会」につきまして委員の皆さまにご案内しておりましたが、新型コロナウイルス感染症により、今年度の「岩手県国民健康保険フォーラム」は既に開催中止が決定されておりますし、「国保制度改善強化全国大会」も昨年度同様に国保連からは事務局のみの参加とすることで、本市への参加要請はないものと考えております。

以上、1点目の協議会開催等の概要について説明いたしました。

続きまして、国民健康保険に関する国の動向についてご説明させていただきたいと存じますので、資料4をご覧ください。

「1傷病手当金」でございます。国の依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。）に対する傷病手当金について、花巻市国民健康保険条例を改正し制度を創設したものであり、支給した全額について、国から全額財政措置されるものでございます。

(2)に制度の概要を記載しておりますが、④の適用期間でございますが、令和2年1月1日から令和3年6月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間となっております。期間につきましては、国から延長

が示される都度、当市において適用期間を延長しているところがございます。

令和3年4月末現在、支給実績なしと記載しておりますが、本日まで支給実績はないところがございます。

「2新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免」でございます。国の財政支援内容に基づき、花巻市国民健康保険税減免要綱を改正し、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入等が前年比3割以上減少するなどした国保に加入する被保険者の国保税を減免するものです。対象は令和2年2月以降の令和元年度分と令和2年度分でございます。

国からは、令和3年度においても引き続き財政支援を行うものの、全額補助から一部補助とする方針が示されたため、市といたしましては対応について検討中でございます。

ページをめくっていただきまして2ページには、制度の概要を記載してございます。

令和3年3月31日現在の減免実績でございますが、令和元年度分は実績がなく、令和2年度分は、38世帯、533万8900円となっております。

「3子どもの均等割減免」でございます。国は、子どもの国保税の均等割について、令和4年度分から未就学児を対象に公費で最大5割減免する方針を示しました。市といたしましては、国の制度にさらに上乘せする市独自の減免について検討を進めているところがございます。

国保税は、負担能力に応じた所得割、世帯当たりの負担である平等割、被保険者一人当たりの負担である均等割から構成されております。均等割分は世帯の人数に応じて増額されることとなりますので、特に子どもの多い世帯では経済的な負担になっている現状がございます。国保税の子どもの均等割軽減は、少子化対策を進めるなかで対応が求められていたものでございます。

制度の概要でございますが、対象は、国保世帯に属する未就学児全員、減免の内容としましては、先ほども申し上げましたが、国保税の均等割を最大5割軽減するものでありまして、減免した額の2分の1を国が、残りの4分の1ずつを県と市が負担することとなっております。当市における、影響人数は253人、影響額は201万円と試算しております。

続きまして、3ページの「マイナンバーカードの健康保険証利用について」でございます。国民健康保険に限ったことではございませんので、「その他」としております。

医療機関や薬局で健康保険証機能を持たせたマイナンバーカードを利用することができるオンライン資格確認が令和3年3月下旬から運用開始予定でありましたが、保険者での加入者データ入力誤り等の不具合が発覚したため、遅くとも令和3年10月まで運用開始が延長となったものです。オンライン資格確認とは、健康保険証機能を持たせたマイナンバーカードにより、医療機関で被保険者の最新の資格情報を確認できるというものでございます。

当市のマイナンバーカード交付状況でございますが、令和3年4月末現在、2万1,659枚、交付率22.74パーセントとなっております。

医療機関等では、健康保険証機能を持たせたマイナンバーを読み取る機器を導入することになりますが、岩手県内医療機関等の対応機器導入状況は、令和3年4月25日現在、65.7パーセントとなっているところでございます。

以上、2点目の国民健康保険に関する国の動向について説明いたしました。

最後になりますが、お手元にお配りしております冊子、「第2期 花巻市国民健康保険 保健事業実施計画後期（データヘルス計画）」につきまして、ご説明申し上げます。

この計画は、病気の発症による早世や障害を減らし市民の健康寿命の延伸を目指すことを目的として、平成30年度から令和5年度までを計画期間として策定し、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康づくりに取り組んでおります。

昨年度は、計画の中間評価の年度ということで、中期目標の進捗状況及び各事業の取り組み状況の評価を行うとともに、被保険者の状況やこれまでのデータを分析し、新たな健康課題を明らかにし健康課題の解決に向けて令和3年度から5年度までの後期データヘルス計画を策定いたしました。

見直し内容等は、前回の協議会においてご報告させていただいておりますので、この場での御説明は割愛させていただきます。また、前回欠席された委員、新しい委員の皆様におかれましては、恐れ入りますが、後程ご覧いただき、ご不明な点等ございました場合は、担当の健康づくり課までお問い合わせをお願いしたいと存じます。

事務局からは以上です。

会長（藤本莞爾委員）

はい、ありがとうございます。ただ今協議会の概要について、国の動向について、データヘルス計画についての3点について説明がございました。

委員の皆さんから、この件に関して質問等はございますか。どうぞお願いいたします。何かないですか。

（「ありません」の声）

会長（藤本莞爾委員）

それではないようでございますので、これをもちまして、議長の務めを終わらせていただきます。皆様の御協力に対し、感謝申し上げます。ありがとうございました。

国保医療課長

それでは、以上をもちまして本日の花巻市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

（閉会 午後1時45分）